

日本DPO協会 第9回専門研究部会セミナー

2022年3月17日(木)15:00~16:00

「CBPR認証の意義と近時の取得動向について ～改正個人情報保護法への対応など～」

講師 坂下哲也 先生 一般社団法人日本情報経済社会推進協議会
(JIPDEC)常務理事

あいさつ「個人データ国際移転におけるこれまでの取組と今後の展望」

一般社団法人日本DPO協会代表理事

堀部 政男

(一橋大学名誉教授・元個人情報保護委員会委員長)

個人データ国際移転枠組構築の取組史(1)

- 1980年9月23日 経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD) プライバシー・ガイドライン(Privacy Guidelines)—OECDは、1980年9月23日に「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」(Recommendation of the Council concerning Guidelines Governing the Protection of Privacy and Transborder Flows of Personal Data)を採択した。
- 1981年1月28日 欧州評議会(Council of Europe: CoE) 第108号条約(Convention 108)—「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」(Convention for the Protection of Individuals with regard to Automatic Processing of Personal Data)

個人データ国際移転枠組構築の取組史(2)

- 1995年10月24日 EUデータ保護指令(EU Data Protection Directive)
 - 1995年10月24日 採択
 - 1998年10月24日 発効
 - 2018年 5月25日 廃止(GDPRの適用開始に伴い廃止)
-
- EUでは、現在は、一般データ保護規則(General Data Protection Regulation, GDPR)
 - 2016年5月4日 EU官報に掲載
 - 2016年5月24日 施行(EU官報に掲載された日の20日後に施行)
 - 2018年5月25日 適用開始

個人データ国際移転枠組構築の取組史(3)

- 2001年1月、オーストラリアの2000年プライバシー修正(民間部門)法(Privacy Amendment (Private Sector) Act 2000)について、EUの第29条作業部会は、「オーストラリアへのデータ移転は、上述の懸念に見合う適切な保護措置が導入された場合にのみ十分であると見ることができると考える」という結論を出した。
- Article 29 Data Protection Working Party Opinion 3/2001 on the level of protection of the Australian Privacy Amendment (Private Sector) Act 2000 Adopted on 26th January 2001.
- https://ec.europa.eu/justice/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2001/wp40_en.pdf

個人データ国際移転枠組構築の取組史(4)

- 当時、OECDのWPISP (Working Party on Information Security and Privacy) の副議長を務めていた。この議長であるオーストラリア司法省の高官が、筆者にヨーロッパとアジアのプライバシー・個人情報保護の考え方に違いがあると思うが、どうかと質問してきた。
- これに対し、「そのとおりである。世界のプライバシー・個人情報保護制の研究をしてきているが、かなり違いがあり、国レベルで個人情報保護法制定の議論が1999年7月に始まり、まだ制定されていない。アジアは未制定国が多く、考え方に差異がある。アジアで議論してみる必要があるのではないか」という旨の話をした。アメリカのWPISP副議長がAPECで検討するよう働きかけることになった。これが、APECにおけるプライバシー論議の端緒になったといえる。

個人データ国際移転枠組構築の取組史(5)

- 2003年2月13日、タイのチェンライで、ECSG(E-Commerce Steering Group)のデータ・プライバシー・ワークショップが開かれ、筆者は、日本における個人情報保護法制についてスピーチした。また、同年9月13日には、オーストラリアのシドニーでも会議が開かれ、日本の個人情報保護法制定やその前日の早稲田大学江沢民講演会名簿提出事件最高裁平成15(2003)年9月12日第二小法廷判決の概要(メディアからコメントを求められていたので、ファックスで概要を知った)について話をした。

ADDRESSING PRIVACY PROTECTION: CHARTING A PATH FOR APEC **(extract)**

- APEC DATA PRIVACY WORKSHOP
 - CHIANG RAI, THAILAND
 - FEBRUARY 13, 2003

APEC DATA PRIVACY WORKSHOP

- 11:15 Panel II – Implementing Data Privacy Principles: How Are Governments Making it Work in the Real World?
- Panelists will talk about how APEC Economies are implementing privacy protections in their domestic laws, policies and regulations, and will present both best practices and problems encountered in those implementation processes.
- Speakers:
- Blair Stewart, Assistant Commissioner, Office of the Privacy Commissioner, New Zealand
- Raymond Tang, Privacy Commissioner for Personal Data, Office of the Privacy Commissioner for Personal Data, Hong Kong China
- Professor Masao Horibe, Professor of Law, Chuo University, Japan
- Mr. Ouang Wu, Director, Informatization Office, State Council, China

個人データ国際移転枠組構築の取組史(6)

- その後も、多くの会議が開かれ、データ・プライバシー・ワークショップは、「APECプライバシー・フレームワーク」(APEC Privacy Framework)を策定した。このフレームワークは、閣僚会議で2004年11月18日にその国際的实施に関する今後の作業アジェンダとともに承認され、これが2005年11月16日に閣僚会議で承認された。
- その他の文書として重要なのは、2011年にAPEC電子商取引運営グループ (ECSG: Electronic Commerce Steering Group)で策定された越境プライバシー・ルール (Crossborder Privacy Rules system, CBPRシステム)である。これは、プライバシー原則への適合性を認証する制度である。ヨーロッパの拘束的企業準則 (Binding Corporate Rules, BCR)との相互承認について、欧州委員会と交渉してきている。

個人データ国際移転枠組構築の取組史(7)

- 以下は、個人情報保護委員会のホームページ
(https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/international_conference/)
からです。
- 越境プライバシールール(CBPR: Cross-Border Privacy Rules)システムは、事業者のAPECプライバシー・フレームワークへの適合性を国際的に認証する制度です。
- APECの参加国・地域が本制度への参加を希望し、参加を認められた国がアカウンタビリティエージェント(AA)を登録します。このAAが自国内の事業者について、その申請に基づきAPECプライバシー・フレームワークへの適合性を認証します。
- 我が国は、2014年に本制度への参加が認められ、2016年1月に一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)がAAとして認定されました。また2016年12月には、JIPDECが初めてCBPR認証を行いました。
- これについては、坂下顧問の講演に譲ります。